

J S A F外洋内海キールボートサーキット実施要項

1. 事業の名称、概要および目的

本事業をJSAF外洋内海キールボートサーキット（以下、サーキットという）と称する。

JSAF外洋内海（以下、当クラブという）が当クラブの水域で開催される外洋系キールボートのレースのうち当クラブが指定するレース（以下、レースという）の成績を年間通して集計し、優秀な成績をおさめた艇を表彰するとともに当クラブ会員の交流、フリート間の交流、レース運営能力の向上を図る。

2. 実施方式

レース毎の成績を基にサーキットの順位に修正し、その修正順位に応じ得点をたてる。

得点は低得点方式とする。修正順位に与えられた得点を集計し年間成績とする。

3. 参加資格と参加方法、成績の扱い

1. 2021年4月24日時点で、当クラブ登録艇（以下、Aという）、JSAFあるいは各国連盟（NA）の登録艇（以下、Bという）であること。

2. Aはレースに参加することによりサーキットに自動的に参加する。Bは当クラブへ参加の意思を表明し、当クラブの承認により参加となる。参加する前の成績は参加かなかつたとして取り扱う。

3. (削除)

4. (削除)

5. シーズン途中に艇を変更する場合は、当クラブに申請し当クラブの承認を得る。その場合現行艇の成績が後継艇に引き継がれる。ただし、サーキットのクラスの変更は認めない。

4. クラス分け、クラス変更、クラス変更に伴う成績の扱い

1. クラスはIRCクラスとクルーザークラスに分ける。

2. 参加したレースのクラスに応じてサーキットのクラス分けを行う。サーキットのクルーザークラスに参加を表明したIRC艇の成績は、クルーザークラスの成績として評価し、サーキットのIRCクラスからは除外し不可逆とする。その表明は、2021年4月24日までに行い、当クラブの承認を得る。

3. (削除)

4. (削除)

5. レースが4. 1. のクラスをさらに分けて実施され、コースのディスタンスが異なった場合は、分けられたクラスの成績をサーキットのクラスの修正順位に反映する。このため、サーキットのクラスに同じ得点が複数存在することもある。分けられたクラスのスタート時間が異なった場合は、この限りではない。

5. 指定レース

指定レースは2021年3月19日までにクラブのWebsiteで発表する。

6. 修正順位、得点

1. サーキットの得点は、4.に基づき、3.の参加資格がある艇を、レース順位から抽出して、サーキットの修正順位とし、得点をあたえる。参加艇数が少ないレースへの参加とAの登録を促進するため、レースごとに係数を用いた順位の修正はおこなわない。

サーキットのクラスの修正順位は、4. 1. のクラスをさらに分けたクラス分けの方法が、全てのレースで共通してないため、4. 1. のオーバーオールの成績を反映する。オーバーオールの成績が公表されないレースは、そのレースの修正時間を用いて、オーバーオールの成績を算出する。

ただし、4. 5. の場合を除く。

レースにて、DNC、DNS、OCS、DNF、RET、DSQ、UFD、BFD、NSC、DNEとなった艇の得点は、そのレースに参加したクラスのサーキット参加資格のある艇の数に、得点：1を加算して、サーキットの得点とする。

2. (削除)

3. 修正順位を用い、RRS付則A4に準じて得点をあたえる。レースに参加しなかったAとBは、DNRとし、その得点は、サーキットの年間成績の合計得点が、一年間のレースの延べ得点であるため、レースに参加したAとBの4. 1. で分けられるクラスの一年間の延べ艇数とする。したがって、DNRの得点は、一年間のレースが終了した時点で確定する。

RRS78に違反した場合（修正順位はRS78と表記する）は、DNRの得点に×1.2、RRSの基本原則および第1章基本規則に違反した場合（修正順位はABFと表記する）は、DNRの得点に×1.5を、サーキットの得点にあたえる。

4. 修正順位／得点表はクラブのWebsiteで公表する。

5. 年間成績はレース毎の得点を集計して低得点方式で評価する。

6. 得点の集計でタイが生じた場合は参加レース数が多い艇を上位とする。それでもタイが残る場合はRRS付則A8でタイを解く。なおも残るタイは解かない。

7. 表彰

1. (削除)

2. 各クラスの年間成績1、2、3位の艇を表彰する。

8. 運営

運営はJSASF外洋内海レースマネジメント委員会が行い、運営に伴うすべての権限を持つ。

9. 連絡先

各種申請、問い合わせはE-mailで受け付ける。

JSASF外洋内海 レースマネジメント委員会

E-mail : naikai@jsaf.or.jp

Website: <http://jsaf-naikai.jp/>

10. 制定、改訂

2018年02月12日 制定

2019年02月17日 改訂

2020年03月10日 3.1、3.2、3.5、4.2、4.5、5、6.1、6.2、6.3、6.4 改訂、委員会名称変更改訂

2020年07月20日 7.2 改訂

2021年01月20日 7.1、7.2 改訂